

○熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限等を定める規程

(昭和 51 年 5 月 31 日告示第 473 号の 2)

改正昭和 53 年 4 月 6 日告示第 329 号 昭和 54 年 3 月 29 日告示第 245 号の 7

昭和 56 年 4 月 11 日告示第 332 号昭和 57 年 5 月 4 日告示第 512 号

昭和 58 年 1 月 6 日告示第 8 号 昭和 61 年 11 月 29 日告示第 872 号

昭和 62 年 12 月 8 日告示第 835 号平成元年 2 月 3 日告示第 83 号

平成元年 12 月 25 日告示第 964 号平成 2 年 12 月 26 日告示第 877 号

平成 3 年 11 月 8 日告示第 854 号 平成 4 年 10 月 19 日告示第 765 号

平成 5 年 10 月 20 日告示第 866 号平成 6 年 10 月 31 日告示第 856 号

平成 19 年 2 月 23 日告示第 155 号平成 26 年 5 月 2 日告示第 467 号

熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程を次のように定める。

熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程

(私立学校設置に係る学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限)

第 1 条 知事の所轄に属する私立学校を設置しようとする場合における学校法人寄附行為認可申請書、学校法人寄附行為変更認可申請書又は学校設置認可申請書は、当該私立学校を設置しようとする年度の前年度の 10 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、私立学校を設置しようとする者に対し、次に掲げる書類を当該私立学校を設置しようとする年度の前々年度の 11 月 30 日までに提出するよう求めるものとする。ただし、私立学校を設置しようとする者が、前項の申請書を提出する以前、相当期間にわたって私立学校と類似の教育を行っているとして知事が認め、かつ、当該類似の教育に係る施設、設備、教職員数等が法令の定める基準を満たしている場合は、この限りでない。

- (1) 学校設置趣意書
- (2) 学校法人を設立しようとする場合においては、学校法人の名称並びに設立代表者に予定されている者の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 設置しようとする私立学校の名称(設置しようとする私立学校が高等学校である場合においては当該高等学校の課程及び当該高等学校に置こうとする学科の名称、特別支援学校である場合においては当該特別支援学校に設置しようとする部の名称を含む。)、位置及び設置の時期を記載した書類
- (4) 設置しようとする私立学校の収容定員、学級編成及び教職員編成を記載した書類
- (5) 設置しようとする私立学校における施設の概要を記載した書類

- (6) 設置しようとする私立学校の創立に要する経費の資金計画を記載した書類
- (7) 設置しようとする私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(課程等設置に係る学校法人寄附行為変更認可申請書の提出期限)

第2条 知事の所轄に属する学校法人が設置する私立学校に新たに課程、学科又は部(以下「課程等」という。)を設置しようとする場合における学校法人寄附行為変更認可申請書又は私立学校の課程等の設置に係る認可申請書は、当該私立学校の課程等を設置しようとする年度の前年度の8月31日までに提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、新たに課程等を設置しようとする学校法人に対し、次に掲げる書類を当該課程等を設置しようとする年度の前年度の6月30日までに提出するよう求めるものとする。

- (1) 課程等設置趣意書
- (2) 設置しようとする課程等の名称及び収容定員を記載した書類
- (3) 学級編成及び教職員編成新旧対照表
- (4) 課程等設置に伴う施設の概要を記載した書類
- (5) 課程等設置に要する経費の資金計画を記載した書類
- (6) 校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(私立専修学校等設置に係る準学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限)

第3条 知事の所轄に属する私立専修学校若しくは私立各種学校を設置しようとする場合における学校法人寄附行為変更認可申請書、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人(以下「準学校法人」という。)の寄附行為認可申請書若しくは寄附行為変更認可申請書又は私立専修学校若しくは私立各種学校の設置に係る認可申請書は、当該私立専修学校又は私立各種学校を設置しようとする年度の前年度の10月31日までに知事に提出しなければならない。

2 学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年法律第59号)附則第2条第1項の規定に基づき私立各種学校が専修学校の課程の認可を受けることにより私立専修学校となろうとする場合若しくは私立専修学校の設置者が当該私立専修学校に新たに課程を設置しようとする場合における専修学校課程設置認可申請書又は新たに専修学校の目的に応じた分野を設置しようとする場合における目的変更認可申請書は、私立各種学校が専修学校の課程の認可を受けることにより私立専修学校となろうとし、私立専修学校が新たに課程を設置しようとし、又は

新たに目的に応じた分野を設置しようとする年度の前年度の8月31日までに知事に提出しなければならない。

- 3 第1項の場合において、私立専修学校又は私立各種学校を設置しようとするときは、知事は、私立専修学校又は私立各種学校を設置しようとする者に対し、次に掲げる書類を、当該私立専修学校又は私立各種学校を設置しようとする年度の前々年度の11月30日までに提出するよう求めるものとする。ただし、私立専修学校又は私立各種学校を設置しようとする者が第1項の申請書を提出する以前、相当期間にわたって私立専修学校又は私立各種学校と類似の教育を行っているとして知事が認め、かつ、当該類似の教育に係る施設、設備、教職員数等が法令の定める基準を満たしている場合は、この限りでない。
 - (1) 私立専修学校又は私立各種学校設置趣意書
 - (2) 準学校法人を設立しようとする場合においては、準学校法人の名称並びに設立代表者に予定されている者の氏名及び住所を記載した書類
 - (3) 設置しようとする私立専修学校又は私立各種学校の名称(私立専修学校を設置しようとする場合にあつては当該私立専修学校に設置しようとする課程及び目的に応じた分野の名称を含む。)位置及び設置の時期を記載した書類
 - (4) 設置しようとする私立専修学校又は私立各種学校の収容定員、学級編成及び教職員編成(私立専修学校を設置しようとする場合にあつては、当該私立専修学校に置こうとする課程及び目的に応じた分野ごとの収容定員並びに教職員編成)を記載した書類
 - (5) 設置しようとする私立専修学校又は私立各種学校における施設の概要を記載した書類
 - (6) 私立専修学校又は私立各種学校の創立に要する経費の資金計画を記載した書類
 - (7) 設置しようとする私立専修学校又は私立各種学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 第2項の場合において、私立各種学校が専修学校の課程の認可を受けることにより私立専修学校となろうとするとき(当該課程の認可が私立各種学校における施設の変更を伴う場合に限る。)、私立専修学校の設置者が当該私立専修学校に新たに課程を設置しようとするとき又は私立専修学校に新たに目的に応じた分野を設置しようとするとき若しくは分野の新設に係る目的の変更をしようとするときにあつては、知事は、課程の認可を受け、新たに課程を設置し、又は新たに分野を設置し、若しくは目的の変更をしようとする私立各種学校又は私立専修学校の設置者に対し、次に掲げる書類を、課程の認可を受け、新たに

課程を設置し、又は新たに分野を設置し、若しくは目的の変更をしようとする年度の前年度の6月30日までに提出するよう求めるものとする。

- (1) 設置しようとする課程の名称又は目的に応じた分野若しくは目的に応じた分野の新設に係る課程の名称を記載した書類
- (2) 設置しようとする課程又は目的に応じた分野ごとの収容定員及び教職員編成を記載した書類
- (3) 施設の概要を記載した書類
- (4) 課程又は目的に応じた分野の設置に要する経費の資金計画を記載した書類
- (5) 校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(組織変更認可申請書の提出期限)

第4条 第1条の規定は準学校法人が学校法人となろうとする場合における組織変更の認可申請の場合に準用し、第3条第1項及び第3項の規定は新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置して学校法人が準学校法人となろうとする場合における組織変更の認可申請の場合に準用する。

(設置者変更等認可申請書等の提出期限)

第5条 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校の設置者を変更しようとする場合(設置者が個人であって、当該個人の死亡に伴い他の個人へ設置者を変更しようとする場合を除く。)における設置者変更認可申請書又は学校法人若しくは準学校法人の寄附行為認可申請書若しくは寄附行為変更認可申請書は、設置者を変更しようとする日の前日から起算して3月前までに知事に提出しなければならない。ただし、この場合において、学校法人を設立して私立幼稚園の設置者をもその学校法人とし又は準学校法人を設立して私立専修学校若しくは私立各種学校の設置者を準学校法人としようとするときは、設置者を変更しようとする日の前日から起算して4月前までに提出しなければならない。

2 前項ただし書の場合において、設置者の変更が施設の変更を伴うときにあつては、知事は、設置者の変更をしようとする者に対し、次に掲げる書類を設置者の変更をしようとする日の前日から起算して6月前までに提出するよう求めるものとする。

- (1) 設立しようとする学校法人又は準学校法人の名称並びに設立代表者に予定されている者の氏名及び住所を記載した書類
- (2) 施設の変更に要する経費の資金計画を記載した書類
- (3) 施設の概要を記載した書類
- (4) 校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(学則変更認可申請書の提出期限)

第6条 知事の所轄に属する私立学校の収容定員の増員に係る学則の変更をしようとする場合における学則変更認可申請書は、当該私立学校の収容定員の増員をしようとする年度の前年度の10月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、収容定員の増員をしようとする者に対し、次に掲げる書類を、収容定員の増員をしようとする年度の前々年度の11月30日までに提出するよう求めるものとする。

- (1) 学則変更の理由書
- (2) 収容定員に係る学則の新旧対照表
- (3) 学級編成及び教職員編成の新旧対照表
- (4) 施設の変更に要する経費の資金計画を記載した書類
- (5) 施設の概要を記載した書類
- (6) 校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 熊本県学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程(昭和48年熊本県告示第124号)は廃止する。
- 3 学校教育法(昭和50年法律第59号)附則第2条第1項の規定により私立各種学校が昭和51年度中において、又は昭和52年度から私立専修学校となろうとする場合においては、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、それぞれ昭和51年5月31日又は昭和51年10月31日までに専修学校課程設置認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 昭和51年度中において、知事の所轄に属する私立学校の収容定員の増員に係る学則の変更をしようとする場合における学則変更認可申請書の提出期限は、第6条第1項の規定にかかわらず、昭和51年8月31日とする。この場合において当該学則が施設の変更を伴う場合にあつては、第6条第2項に掲げる書類を昭和51年6月30日までに知事に提出しなければならない。
- 5 学校法人以外の幼稚園の設置者で昭和56年度の経常費補助金の交付を受けたものが学校法人を設立し、又は既設の学校法人に幼稚園の設置者の変更をしようとする場合に提出する設置者変更認可申請書等と同時に提出する収容定員の増員に係る学則の変更認可申請書の提出期限については、第6条第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定を準用する。

- 6 前項の場合においては、第6条第2項の規定にかかわらず、知事は、同項各号に掲げる書類の提出を求めない。
- 7 知事の所轄に属する私立高等学校が、収容定員の増員に係る学則の変更をしようとする場合における学則変更認可申請書の提出期限は、教育に係る施設の増設を伴わない臨時的定員の場合に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、前年度の11月30日とする。
- 8 前項の場合においては、第6条第2項の規定にかかわらず、知事は、同項各号に掲げる書類の提出を求めない。

附 則(昭和53年4月6日告示第329号)

この規程は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月29日告示第245号の7)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月11日告示第332号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和56年4月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程(以下「改正後の規程」という。)第1条、第3条第1項、同条第3項及び第4条の規定は、昭和58年4月1日以後に開設する私立学校、私立専修学校及び私立各種学校について適用し、同日前に開設する私立学校、私立専修学校及び私立各種学校については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第6条の規定は、昭和58年4月1日以後に収容定員の増員をする私立学校について適用し、同日前に収容定員の増員をする私立学校については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年5月4日告示第512号)

(施行期日)

この規程は、昭和57年5月4日から施行する。

附 則(昭和58年1月6日告示第8号)

(施行期日)

この規程は、昭和58年1月6日から施行する。

附 則(昭和61年11月29日告示第872号)

この規程は、昭和61年11月29日から施行する。

附 則(昭和62年12月8日告示第835号)

この規程は、昭和62年12月8日から施行する。

附 則(平成元年2月3日告示第83号)

この規程は、平成元年2月3日から施行する。

附 則(平成元年 12 月 25 日告示第 964 号)
この規程は、平成元年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 26 日告示第 877 号)
この規程は、平成 2 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 3 年 11 月 8 日告示第 854 号)
この規程は、平成 3 年 11 月 8 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 19 日告示第 765 号)
この規程は、平成 4 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 5 年 10 月 20 日告示第 866 号)
この規程は、平成 5 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 6 年 10 月 31 日告示第 856 号)
この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 23 日告示第 155 号)
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 2 日告示第 467 号)
この規程は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。